

# 高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定

平成27～29年度を計画期間とする高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定しました。これに伴う主な変更点などは、次のとおりです。

## 介護保険制度の改正

### ◎サービスの効率化・重点化

\*平成29年4月までに、介護予防サービスの訪問介護と通所介護を、地域支援事業へ移行し、従来の介護予防事業などと併せて介護予防・生活支援サービスとして実施

\*特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として要介護3以上の方を対象(4月から)

### ◎負担の公平化

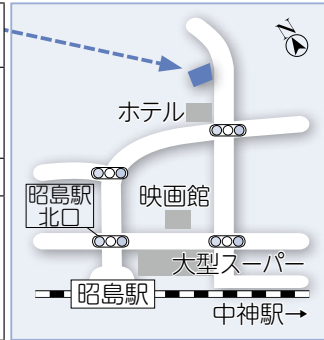
\*一定以上の所得がある方の利用者負担を、1割から2割に引き上げ(8月から)

\*現役並み所得者のいる世帯は、高額介護サービス費の負担額の上限を4万4400円に設定(8月から)

\*補足給付(居住費、食費)の判定要件に、配偶者の所得及び預貯金などを追加(8月から)

## ▼増設の地域包括支援センター(4月1日から)

名称	北部地域包括支援センターハピネス昭和の森
所在地	拝島町4036-14 (特別養護老人ホームハピネス昭和の森内)
電話	519-6967
担当地域	松原町、美堀町、拝島町(丁目外)、田中町(丁目外)、つつじが丘、大神町(丁目外)、宮沢町(丁目外)、武蔵野



高齢者の相談機関である地域包括支援センターを左の表のとおり増設します。

## 地域包括支援センターを増設

☆詳しくは、介護保険係へ。

\*住民税非課税世帯の保険料を軽減するため、公費負担分(国25%、都12.5%、市12.5%)に加え、別枠で公費を投入(27年度は左下の表の第1段階のみを予定)

## ▼第1号被保険者の介護保険料(27～29年度)

所得段階	所得判定基準	上段：月額 下段：年額
第1段階 (基準額×0.5)	*生活保護受給者 *中国残留邦人等の支援給付受給者 *本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 *本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)=80万円以下	2850円 3万4200円
第2段階 (基準額×0.62)	*本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額=120万円以下	3534円 4万2408円
第3段階 (基準額×0.68)	*本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人が第2段階以外	3876円 4万6512円
第4段階 (基準額×0.9)	*世帯内が住民税課税、本人が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額=80万円以下	5130円 6万1560円
第5段階 (基準額)	*世帯内が住民税課税で、本人が住民税非課税かつ第4段階以外	5700円 6万8400円
第6段階 (基準額×1.2)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額125万円未満	6840円 8万2080円
第7段階 (基準額×1.25)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額125万円以上200万円未満	7125円 8万5500円
第8段階 (基準額×1.5)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額200万円以上300万円未満	8550円 10万2600円
第9段階 (基準額×1.65)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額300万円以上400万円未満	9405円 11万2860円
第10段階 (基準額×1.75)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額400万円以上600万円未満	9975円 11万9700円
第11段階 (基準額×2.0)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額600万円以上800万円未満	1万1400円 13万6800円
第12段階 (基準額×2.2)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額800万円以上1000万円未満	1万2540円 15万4800円
第13段階 (基準額×2.4)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額1000万円以上	1万3680円 16万4160円

※1 合計所得金額=収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額で、扶養・医療費控除などの所得控除をする前の金額。土地・建物の譲渡所得(特別控除前)、確定申告した株式譲渡所得(繰越控除前)を含む

※2 課税年金収入額=老齢・退職年金などの課税対象となる年金で、課税対象とならない遺族・障害年金を除く

これに伴い、西部・中部・東部地域包括支援センターの担当地域が、次のとおり変更になります。

◇担当地域

- \*西部⇨緑町、拝島町、田中町
- \*中部⇨昭和町、上川原町、大神町、宮沢町、中神町
- \*東部⇨築地町、福島町、郷地

## 介護保険料を改定

☆詳しくは、高齢サービス係へ。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護保険法に基づき、市が決定しています。第6期介護保険事業計画の策定に伴い、計画期間における給付費の見込み総額から、介護保険料の基準額(左の表の第5段階の額)を算定しました。この額

は、高齢化、介護保険認定者数の増加、特別養護老人ホームの開設、政令による第1号被保険者負担率の変更(21%を22%)などにより、上昇しています。基準額をもとにした所得段階別の介護保険料(27～29年度)は、左の表のとおりです。これについて、市議会でも決されたため、改定します。

☆詳しくは、介護福祉課保険料担当へ。